

令和4年度 第11回 邑南町教育委員会 会議録

1. 招集期日 令和 4年 11月 24日(木)

招集場所 元気館 視聴覚室

2. 出席委員 大橋教育長、服部委員、井上委員、武田委員、日高委員

3. 説明のため出席を求めた者及び参加者

高瀬学校教育課長、三上生涯学習課長、橋本統括主任

4. 会議録に署名すべき委員の指名

服部委員、日高委員

大橋教育長：

現在コロナの関係ではありますけど、本日までA小学校が臨時休校、それとI小学校の5年生が学年閉鎖というようなところで、なかなか落ち着かない状況ではありますけど、学校としては、最大限感染対策等々努力をしていただいている結果ですけど、致し方ないのかなあと感じておりますけど、引き続き緊張感を持って取り組まないといけないなあと感じております。

日程第1

第11回の邑南町教育委員会を開催いたします。

(9:30～)

日程第2

本日の会議録署名委員は、服部委員さん、日高委員さんお願いします。

日程第3に入る前に、メンバー等も新たになりまして、職務代理者を決めて行かなくてはなりません。そのことにつきまして、内容等について高瀬課長の方から説明をしております。

高瀬学校教育課長：

先ほど教育長さんが言われました、教育長の職務代理者を置く必要がございます。これに尽きましては、邑南町教育委員会教育長の職務代理者の指定に関する規則というのがございまして、その中での条文ですが、一部読み上げさせていただきますが、邑南町教育長の職務を代理する委員は、邑南町教育委員の職務経験年数の多い教育委員をもって職務代理とするという取り決めごとがございます。これに従いまして、現在教育委員の中で職務の経験が長い教育委員さんは服部委員さんになられますので、服部委員さんに教育委員会の教育長の職務代理者をお願いさせていただければと思います。

服部委員：

承知しました。

大橋教育長：

満場一致ということでありがとうございます。

日程第3 議決事項

議案第46号 史跡久喜銀山遺跡保存活用委員会委員の委嘱についてでございます。

三上生涯学習課長：

議案第46号 邑南町久喜銀山遺跡保存活用委員についてでございます。このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。1枚はぐっていただきまして、史跡久喜銀山遺跡の保存活用計画の策定を目的として、委員会要綱を制定しております。その中の委員についてこの表のように委嘱をさせていただくものでございます。9名の委員で取りかかっていく予定でございます。この前段で、調査指導委員会が史跡の調査についてのところで委員になっていただいた中から引き続いての専門の先生方については引き続いての委嘱ということで。それから下の3名のところには、地域の方からの代表の方、それから一番下については、教育委員会の方で必要と認める者ということで、森脇政晴さん、藤田憲治さん、森岡弘典さんを地域の方の委員として入っていただく予定になっております。以上です。

大橋教育長；

ありがとうございます。まず、久喜銀山遺跡の保存活用委員会ですけど、少しご説明いたします。昨年度めでたく国史跡の方に認めていただきました。その関係で、必ず保存活用計画を作りなさいという必修条件が付いてまわります。そのための委員会という風にご理解をいただければと思っております。これにつきましては、費用弁償等も含まれておりますので、予算も動いて回るというところでこの委員会のお認めをいただくというところでございます。メンバーにつきましては、以前からずっとご指導をいただいた先生方でございますので、是非ともお認めをいただければというふうに思っております。よろしく願います。この件につきましてはよろしいでしょうか。

日高委員：

質問してもいいですか。全然久喜銀山は行ったことはあるんですけど、保存活用ということがされているのが分からなかった、知らなかったので、今国より認めてもらったその必修として保存活用が義務づけられたということなんですけど、以前はそういうことがなかったんですか。その認めてもらってから、こういうことを始められたんですか。

三上生涯学習課長：

保存活用としては、今までもずっと進めてきておりましたが、今回史跡に指定されたことによって、保存活用計画を策定をしなければならないというところがあります。今まで計画をもって進めてきているところではありませんでしたので、これからは、きちっとした計画をもとに保存活用を進めて行くということで、この度要綱制定となっております。

日高委員：

この度からこの組織ができたということですか。

大橋教育長

そうです。正式に明文化をしていこうというところでの委員会というふうに思っていたければ。

日高委員：

もうちょっといいですか。保存ってどんな風になっているんですか。久喜銀山を保存しないと、どんどん朽ちていくじゃないですか。そのための保存ってどんなふうになっているんですか。修復とかなんだらう工事みたいなこととか検査とかあるじゃないですか、何か危ないかどうかの検査とか、じゃそれをどうやって直したらいいかということが保存になるんですかね。

三上生涯学習課長：

そういうこともどのようにそこを修復するかというものも含めた保存活用計画を作って、それから実施して行く。

日高委員：

じゃあそれは、今まではしてなかったとういことですか。

三上生涯学習課長：

それぞれのところで、国の方に、今までの指定になってから以後は、もしやるとなると国にこういう風な修復、修繕をしてもよいかというのはすべて、許可申請をしながら許可が出た場合にそういったことをするんですが、それ以前については、その史跡の指定になるに影響を及ぼす様な保存の仕方は、史跡の指定に影響が出るということで、そこでも県、国に伺いながら、最低限の修繕をしてはおります。

日高委員：

で、活用というのはどういうふうにしてたんですか。

三上生涯学習課長：

主にあの、学校教育、社会教育等のところで銀山のことを知っていただいたりという部

分が大きいですが、現在のところ本年度になってからですけど、久喜振興協議会というものが立ち上げられて、国の事業も合わせて進められております。ガイドの要請とかも含めて。

日高委員：

じゃあ、学校の子どもたちが見学に来たりとか。

三上生涯学習課長：

それはあります。久喜振興協議会が立ち上がる以前は、久喜大林保全委員会というのが、平成19年に立ち上げられて、それから精力的に地域の方が中心ではあったんですが、保存や活用についてガイド等も含めて担ってきていただいております。

日高委員：

はい、わかりました。

大橋教育長：

合わせて、この名簿の一番上の委嘱期間というがございまして、今年度来年度の2カ年というところで、国の方からはこの計画は2カ年でつくりなさいということですので、この2カ年にきた状態で委嘱をさせてもらえばと思っております。それでは、委員の選出についてはお認めをいただけますでしょうか。

教育委員：

了

大橋教育長：

それでは議案第46号につきましては、お認めをいただいたということで、次に進めさせていただきます。

議案第47号、邑南町スクールバス条例の一部改正について学校教育課長よろしくお願ひします。

高瀬学校教育課長：

議案第47号邑南町スクールバス条例の一部改正についてです。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。そちら47号で条例と48号で条例施行規則の一部改正を付けておりますが、これまでの経緯を改めてここでまた再度お話ししたいと思います。条例施行規則の新旧対照表の次に報告第21号ということで、前回の教育委員会で報告させていただきましたが、R5年のおおなんバス宇津井線について方針というところで1枚紙付けておりますので、それをもって説明をさせていただければと思います。この条例

及び施行規則につきましては、今年の2月の教育委員会のところで、議会の方に上程するというので、委員さんの方にお話をさせていただきましたが、その後議会へ上程した後、地元説明の期間があまりに短かったということで、地元との合意形成ができませんで、3月の議会のところで条例については取り下げさしてもらいました。その後令和4年に入りまして、地元の方へ改めてこのおおなんバス宇津井線について、あり方について地元協議の方させてもらっております。先ず4月にですね条例を取り下げたことについてのことと、それから地元の方について、主に宇津井線廃止についての説明があまりなされていなかったというところで、それについては、地元の方に出向かせてもらいまして、謝罪させてもらいまして、改めて協議をさせてほしいというところで、教育委員会としての考えをお示しの方させてもらいました。そのときには、このおおなんバス宇津井線についてですが、スクールバスという形では運行はしておりますが、ただそちらにありますように、有償運行ということで、大人の方にも乗っていただける、ようは混在型での有償運行というようなところで運行をしておりましたが、実際のところ利用者が、かなり1人にも満たない、0.75人とか、利用者もかなり少ないというところもありましたので、教育委員会としては、有償運行の部分につきましては、実際のところ教育委員会の主管ではないんですが、これについては、デマンド交通というのを羽須美地域は行っておりますので、そちらの方で活用して欲しいということをお伝えをさせてもらっております。それから、現在のところですが、地域の方でその当時は、中学校1人小学校1人で、2名の方がスクールバスを利用されておられましたけど、そのうち今年度入るところでは、小学校の方がそのまま継続利用、中学校の方については3年生でしたので、そのまま卒業されて1人の方がスクールバスを利用されるということで、当初のところではデマンド交通で利用していただきたい。デマンド交通というのは、家から学校まで通うところでそういった利便性も見込めるので、そういったところで利用してほしいというお話を保護者の方にもさせてもらいましたが、保護者の方から自分の子どもだけが利用するということについてのかなりの特別感というところで少し懸念されまして、できればこれまで通りのスクールバス、通常運行、定期路線としての運行で利用させてほしいという保護者の意向等々もありまして、それについては一応地元の方の話も聞かせてもらったうえで教育委員会としても、じゃあ最終的にどのように判断するかというようなところで4月のところではお話をさせてもらいました。それをもって宇都井の役員会の方へ地元の各集落の方へ話をおろしてもらうというところで、6月のところで各集落の方に大人が利用する部分のバス利用についてはデマンドでどうだろうかとお話を地元の方へ、各集落の方へおろしてもらっております。それをもちまして7月のところで再度役員会の方へ行きまして、宇都井地区の意向の方聞かせてもらいましたら、大人が利用する部分については、実際利用人数もかなり少ないということもあるし、対費用効果ということも考えるとデマンド交通でも仕方がないだろうというところで、地元の方としては結論をいただいたところでございます。それとスクールバスについて定期定時路線をスクールバスという形で残して欲しいというふうな意向をいただきましたので、7月のところでは一旦持ち帰りをさせてもらったところでございます。それ以降このデマンドバスの運行されておりますはすみ振興会の方にも宇都井との協議の

話等々もさせてもらったとここでございますが、大人の分の利用についてはこれは全然、こういった利用してもらう部分については全然やぶさかでもない、そういった利用をしてほしいというようなところもありましたが、子どもの定時定路線での利用部分については、当初の段階ではデマンド交通とは言いながら、定時定路線で走らせてもいいよという話も聞いてはおりましたが、その後できればデマンドという形で、それこそ軒先から軒先までという利用の仕方を羽須美振興会としては考えているので、定時定路線としては運行することについては少し出来かねるというような話をもらいましたので、これについては今現在出羽運送さんに委託しておりますので、それについては最後また教育委員会の方で協議させてもらいますというところで、デマンド交通運行者のはすみ振興会にはそのような回答をさせてもらったところでございますが、それ以降10月のところで地元の方に教育委員会としての考えを説明しにいかせていただきましたが、大人が利用する部分についてはデマンド交通というところで地元の方も了解もらっています。これについてはそれで分かりましたということでお答えをさせてもらっております。それからスクールバス部分については、実際利用されるお子さんもおられますし、地域の意向、から保護者の意向等々もありましたので、それについては教育委員会としてはそれを尊重させてもらうというところで、定時定路線という形で残させてもらいますと、令和5年については、いうお話をさせてもらいました。ただしそちら資料にありますように、今後これまでの有償運行ということで走らせていたスクールバス宇都井線については、大人の方が利用される部分についてはデマンドの方に移行というところがありましたので、スクールバス専用便というふうな形で残させてもらおうと、専用便というのは生徒さんしか利用できないということになりますけど、そういった形で残させてもらいますというところでお伝えをさせてもらっております。それから運行に付きましては、これまで宇都井地区の後山だとか後谷だとか各地域の方もバス路線として回っておりましたが、今後スクールバス専用便ということでそちら書いておりますが、宇都井の児童館前というところにバス停がございますが、そちらから羽須美中学校の区間までを運行するというふうなところで、変更させてもらっております。それからこのバスの運行については、学校がある日のみ運行というところで、基本的にその二つを条件という形でスクールバス専用便として残させてもらいますというふうなところをお話をさせてもらいまして、これにつきましても地元の方で了解を得たとここでございます。今後、令和5年の4月1日から生徒さん専用のバスとして残させてもらうことにしております、それからこれも委託についてははすみ振興会とは協議が整いませんでしたので、現在運行してもらっている羽須美運送さんと協議をしていきながら専用便ということで4月1日から走らす予定にしておるところでございます。あとこれとは別にですが、今後羽須美地域ご存じのようにタクシーがございません。ですのでそういった中で羽須美のデマンドをより知ってもらうためにすでに宇都井のほうでも利用されている方もいらっしゃいますが、広く知ってもらうというところで、例えば学校の郊外活動、羽須美地域内に限った話になりますが、そういった郊外活動に利用したりとかそういうふうなところで、羽須美のデマンドを広く知ってもらって、子どもなり保護者なりところで、その利便性についてこれから広く知ってもらえればとお話をさせてもらっております。それとちなみに小学校今度の

方は中学校にあがられますが、中学校上がられて3年間経過した後にはですが、それについては利用者がいらっやらないということになりますと、令和5年からの3年以降のところでバスの方、専用便については、一旦そこで停止というか廃止をすることを考えておりますが、地元の方からも話がありました、誰かIターン・Uターンで帰って来たときのことはどうかというようなことも言われましたので、その時については改めて協議させていただくというところで、スクールバス専用便として走らせた中でも、現在走らせておりますバスを運行するのか、デマンドを利用してもらうのか、そういったところも改めてその時には協議をさせていただきますというふな話は地元の方ではさせてもらっております。おおなんバス宇都井線の経緯については以上です。それに基づきましてこの度12月議会のところで。

大橋教育長：

今の経緯等話をしてもらいましたけど、先ず一つに今年度については、定期路線という形で大人と子どもが、混乗という形で、学校の時間に合わせながら今運行をしております。R5年度からは大人はデマンド。これは民間に交通機関の委託をしてバスを走らせていただくシステムですけど、大人は地域のそういった交通機関を使う。子どもについても完全スクールバス化、一般の方は乗れない状況。つまり学校を休んだ場合は、バスも走らないというような状況でどうだろうかという事で今地元の方にはご理解をいただいたと。それを受けていろいろ条例等々変えていかなければいけないので、後程その説明に入っていくというところです。先ず経緯等説明してもらいましたけど、いかがでしょうか。一応これも進めてきたことですので、覆すというわけには行かないんですけど、ご理解をいただいたうえで条例等見ていただければと思うんですけど。

日高委員：

このデマンドって私もよく知らないんですけど、はすみデマンドって、家からその場所まで乗せてくれるんですか。

高瀬学校教育課長：

はい、です。

日高委員：

それって今日じゃ何時に来てもらいたいつたらどうするんですか。

高瀬学校教育課長：

前日までにはですね、いついつまでに何時ごろに来てほしい。例えば地元で医療機関ありますので、その医療機関に行きたいから来てほしいということに電話して。

日高委員：

予約するみたいな。

高瀬学校教育課長：

はい、予約して。

日高委員：

その羽須美振興会に電話して、じゃあ明日の何時に家に来てどこどこへ行って下さいって予約するんですか。

高瀬学校教育課長：

そうです。

日高委員：

そうすると明日の何時にバスが来るわけ。それでいくらなんですか。

高瀬学校教育課長：

はい、区間にもよりますが最大で500円。

日高委員：

ほう。帰りはどうするんですか。

高瀬学校教育課長：

帰りもその車待機してもらって。

日高委員：

それもじゃあ、帰りも往復でお願いするんですか。

高瀬学校教育課長：

はい。

日高委員：

時間とかを言って。

高瀬学校教育課長：

はい。

日高委員：

はあ、なるほど。

高瀬学校教育課長：

待機しとられることもありますし、ただじゃあ何時何時ごろに迎えに来ますということで、時間告げられて一旦その方用事をされてから迎えに来られて今度家まで連れて帰ってってことをされています。

日高委員：

これって羽須美だけなんですか。

高瀬学校教育課長：

デマンドについては、羽須美だけです。それは自分の車をですねデマンド交通用に登録しておられます。もちろんそれについては資格がいりますので、講習を受けて改めて講習を受けた後にデマンド交通ということで車にステッカー貼るんですけど、貼って走らせておられますので。

日高委員：

じゃあ自分の車でそのデマンドの運転手をされている人が何人かいるって事ですか。

高瀬学校教育課長：

はい。

日高委員：

わかりました。利用者は多いですか。

高瀬学校教育課長：

利用者はですね、学校教育課所管しているわけじゃないんで、細かいとこ分らないんですけど、結構利用されておられます。医療機関のほうにもそういったデマンド交通の車、ステッカー貼ったのも止まっていますし、結構口羽地域の方ではかなり前から運行されていたので、利用者がおられますし阿須那のところについても、まだまだそこまでではないかもしれませんが、ぽつぽつと利用者の方もおられるようです。

日高委員：

はい、ありがとうございました。

大橋教育長：

もともと瑞穂とか石見はタクシーがありますので、民間企業があって、有償でももちろん動かしてもらっていますけど、羽須美についてはタクシーが無くてですね、さあどうしようかといったときに、地元の方々がそういった登録制度を利用してっていうようなところ、一種のタクシーといいますか。

日高委員：

タクシーより安いですよ。でスクールバスと比べると、金額ってどうなるんですか。スクールバスで学校に毎日通うのと、その子がデマンドにして毎日通うのと。

高瀬学校教育課長：

スクールバスについては、基本小中学生は無料です。

日高委員：

ああなるほど、分かりました。

高瀬学校教育課長：

仮にですねその児童さんが、生徒さんか今度、デマンドで通う場合についても、それについては全くバスと同じように無料で運行してもらうことを考えておりました。

日高委員：

それだったらいいのにね。なんか家まで来てくれて。

高瀬学校教育課長：

と思ったんですけど、やっぱりその家庭のその心情的なところが、あるんじゃないかと思いますが、まあ考えるにお父さんお母さんももちろん働いておられますし、その家にはまだおじいさんおばあさんがおられて、十分に車等々も運転される中で、やっぱり地域の目っていう部分を意識されるようでして、まだ運転している人がおるのに家まで迎えに来てもらって、家まで連れて帰ってもらうかっていうようなところを、そんなことを言われる方はおられないとは思いますが、そこをやっぱり心情的に考えられて、やだなあと思われとるんかなと。

日高委員：

何か思いがあるでしょうね。はい分かりました。ありがとうございます。

服部委員：

一応条例だから規定があるんでしょうけど、邑南町スクールバス条例って書いてながらも、この宇都井の今度の新しいスクールバス専用については全く記載がなくて、なんか幻の路線みたいになっとるんですけど。

高瀬学校教育課長：

有償運行で走らせる場合については、要は大人の方も利用されて、料金もらいますよといった時には、こちらのスクールバス条例のところに記載してないと有償運行ということ

で走らすことが出来ないんですが、これが今度スクールバス専用便で子どもだけしか使わないということなんで、で且つお金をもらって走らせるバス路線ではないので、今回条例から落とさせてもらって、但し専用便というふうなところで走らせることにしております。で、ちなみにさっきの報告第21号に書いてありますが、石見中学校の支援便ということで、日貫の福原から通っている子どもさんが、おられますのでそこも専用便ということで走らせてもらっています。

大橋教育長：

それじゃあ条例の方に入ってよろしいでしょうか。では続けてお願いします。

高瀬学校教育課長：

それでは議案第47号です。1枚はぐっていただきますと、そちら邑南町スクールバス条例新旧対象表を載せております。現行2番のところで宇都井線ということが設けてありますが、これにつきましては削除させてもらって、専用便というようなところで走らせてもらうことを今考えております。あくまでも有償運行を止めるというようなところで今回削除することを考えております。これについては以上です。

大橋教育長：

ということはここに載っている路線は、すべて混乗型であるというふうにご理解をいただければと思います。スクールバス専用便についてはここから省くということでご理解をいただければと思います。よろしいでしょうか。

教育委員：

了

大橋教育長：

それでは議案第47号につきましては、お認めをいただいたということで、引き続き施行規則の方よろしくお願いします。

高瀬学校教育課長：

議案第48号邑南町スクールバス条例施行規則の一部改正についてです。これにつきましては地方教育行政の組織および運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。1枚はぐっていただきますと新旧対照表をつけておりますのでそちらをごらんいただければと思います。現行の方では2番宇都井線ということで羽須美中学校を出発してから最後後山口までのところまでそちら時間帯等々そちら載せております。今度はスクールバス専用便ということで走らせますので、その子どもさんの都合に合わせた形での時刻表を組むということになります。ここはあくまでも有償運行で走らせる場合につき、このような経路を使って走らせますというふうなところを表記す

る必要がございますが、今回専用便ということになりますのでこちらについて削除するものでございます。これについては以上でございます。

大橋教育長：

これも先ほど言いましたけど、有償運行ではないのでそれに関する事項は削除していくというようなところで宇都井線は削除になっております。この件についてはよろしいでしょうか。

教育委員：

了

大橋教育長：

それでは議案第48号につきましてはお認めいただいたということで。続きまして議案第49号教育支援委員会の答申についてよろしく申し上げます。

高瀬学校教育課長：

議案第49号教育支援委員会の答申についてです。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。別紙1枚つけておりますが、こちらの方担当の方からこれについての答申内容をお伝えをさせていただければと思いますが、こちらの方に担当を呼んでよろしいでしょうか。

大橋教育長：

よろしいですか、では申し上げます。

橋本統括主任：

私の方からは教育支援委員会についての答申の報告をさせていただきたいと思っております。10月27日の木曜日に第2回の教育支援委員会判定会議を開催しました。今回の審議対象者は一覧のように7名の方の審議を行っていただいております。そのそれぞれの方について、診断名、保護者さんの希望、教育支援委員会での意見等をふまえた教育支援委員会での答申ということでして判定させていただいております。まず1番、個別でご説明させていただきたいと思っております。

以下個人情報につき省略

私の方から以上です。

大橋教育長：

小学校の場合は、小規模の場合は通常学級でも支援等々がまあ厚くなりますので、なんとか。もちろん子どもの成長を一番期待をしながらというところですけど。中学校に入っ

て行ったときに非常に厳しさも増すというところを現実の様で、どのタイミングでどうなのかというところが、今後一教委と保護者さん含めての話になっていくんだなあというふうに思っております。

日程第7 閉会宣言

以上で、第11回を終了します。 (~10:37)